

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 63 年 11 月及び同年 12 月の国民年金被保険者資格取得（第 3 号被保険者該当）届を提出していたものと認められることから、第 3 号被保険者に係る納付記録に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月及び同年 12 月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。申立期間当時は夫の被扶養者であり、当時の夫が国民年金の第 3 号被保険者資格取得の届出を行ってくれたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 6 年 10 月ごろに A 市において払い出され、i) 昭和 59 年 1 月 21 日国民年金第 1 号被保険者資格取得、62 年 1 月 5 日同資格喪失、ii) 63 年 10 月 11 日国民年金第 1 号被保険者資格取得、64 年 1 月 1 日同資格喪失、iii) 平成 2 年 3 月 16 日第 3 号被保険者資格取得の各処理が 6 年 11 月 22 日に行われていることが確認できる。

申立期間を含む上記 ii) の期間は未納となっているが、オンライン記録では、平成 6 年 11 月 22 日に 2 年 3 月 16 日にさかのぼって国民年金第 3 号被保険者資格を取得している上、手続を行ったとする夫は、「具体的な時期は覚えていないが、その時にできる範囲の手続を行った。」と供述しており、婚姻（昭和 63 年 11 月\*日）後であり主婦であった申立期間についても、第 3 号被保険者資格の取得手続を行ったものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、昭和 63 年 10 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し申立期間当時収入は無く、同年 11 月\*日に婚姻届が提出されて

いることが戸籍謄本で確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 63 年 11 月及び同年 12 月の国民年金被保険者資格取得（第 3 号被保険者該当）届を提出していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年5月18日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A組合に勤務していた申立期間について、昭和22年9月23日に脱退手当金が支給されたこととなっているが、当時は厚生年金保険に加入していたことすら知らなかったため、この記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和22年9月23日に支給決定されている。

しかし、同台帳にある「法49条-3」の記載から、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険法第49条の3（被保険者期間6月以上3年未満の者について、「女子が婚姻のために資格を喪失した時」など要件に該当する場合には、脱退手当金を支給する。）に基づいて支給されたものとうかがえるが、申立人は退職事由を「自己都合」としており、事実、婚姻年月日は昭和26年1月\*日である上、申立期間当時の同僚も申立人が申立事業所を退職した際に事実婚があった旨を記憶していないため、申立人は申立期間当時、脱退手当金の受給資格を有していなかったものと推認される。

また、申立事業所を昭和23年4月1日付けで資格喪失している同僚

(1名)の旧台帳には、脱退手当金の支給をうかがわせる記載があるものの同人のオンライン記録には当該脱退手当金の受給記録は反映されていない。

これらのことから、社会保険事務所(当時)の記録には疑義があると言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成元年1月31日となっているが、同年1月31日まで勤務しており、また同年1月の保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は、昭和62年9月1日から平成元年1月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成15年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないが、事業主が元年2月1日付けで申立人の資格喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所

（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和41年1月30日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和38年5月から同年9月までは2万円、38年10月から39年9月までは2万1,000円、39年10月から40年9月までは2万8,000円及び40年10月から同年12月までは2万5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月21日から41年1月30日まで

昭和32年11月1日にA社に入社し、41年1月29日まで継続して勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、38年5月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の現在の人事担当者及び同僚の供述並びに申立人が保管する社員の集合写真により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社では、厚生年金保険の被保険者について厚生年金保険被保険者台帳を作成しているところ、申立人は、昭和32年11月1日に資格を取得し、41年1月30日に資格を喪失した旨が記載されていることから、申立人が38年5月21日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

事実、上記の被保険者台帳において、申立人と同じページに掲載され、申立人と同月（昭和 32 年 11 月）に被保険者資格を取得している男性 7 人については、いずれも、記載されている資格喪失日とオンライン記録は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について、昭和 41 年 1 月 30 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日（昭和 32 年 11 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間後に資格を喪失した男性 13 人のオンライン記録等から、昭和 38 年 5 月から同年 9 月までは 2 万円、38 年 10 月から 39 年 9 月までは 2 万 1,000 円、39 年 10 月から 40 年 9 月までは 2 万 8,000 円及び 40 年 10 月から同年 12 月までは 2 万 5,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年2月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を40年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年12月1日まで

昭和40年2月1日から42年6月25日までA社にC業務担当として勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の被保険者資格の取得は40年12月1日となっている。

申立期間については、雇用保険の加入記録もあるので、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時の複数の同僚の供述により、申立人は、昭和40年2月1日から42年6月25日まで、A社で勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人の上司（C業務担当）は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年12月12日から申立期間を含む42年5月31日まで厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、「当時、申立人は、私と同じ身分（正社員）、勤務形態であった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の後輩（正社員のC業務担

当) 3人は、申立期間後の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨の供述をしていることから、当時、A社では、正社員のC業務担当者については、入社時から厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

加えて、申立期間を含む、昭和 39 年 5 月から 40 年 10 月までの間に入社した(雇用保険の被保険者となった) 3人は、いずれも申立人とは異なる職種ではあるものの、うち 2人は雇用保険に加入した翌月に厚生年金保険に加入し、ほか 1人は厚生年金保険に加入した翌月に雇用保険に加入している一方、申立人は雇用保険に加入した 10 か月後に厚生年金保険に加入しており、申立人の厚生年金保険の加入時期に不自然な点がかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年 12 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者資格の取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 40 年 12 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 2 月から同年 11 月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月27日から同年3月2日まで  
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている旨の回答を得た。

申立期間については、A社B支社から本社に異動し勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社籍簿及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（B支社から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、社籍簿によると申立人は昭和34年2月1日付けでA社B支社から本社に異動となっているが、同社の現総務担当者は、「申立人は引き継ぎ等を行うため34年2月26日までB支社で勤務したと考えられる。」と回答していることから、同年2月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年3月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 2 日から 48 年 3 月 1 日まで  
昭和 46 年 10 月に A 社 B 営業所に事務職として入社し、48 年 10 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和 46 年 10 月 2 日から 48 年 10 月 31 日まで A 社における雇用保険の加入記録があることから、申立人は、申立期間も A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社の取締役経験者は、「当時、本社採用の従業員は、全員が厚生年金保険に加入していたが、営業所採用の従業員は、営業所に判断が任されており、未加入の人がいたようだ。」と供述している。

また、B 営業所の同僚は、「私は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人の処遇は分からない。申立人の雇用形態等処遇については、所長及び主任が決めていたと思う。」と供述しているが、当時の B 営業所の所長及び主任は死亡しており、事実関係を確認することができない。

さらに、A 社では、申立期間当時の人事記録等を廃棄しているほか、当時の取締役及び事務担当者は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の給与から保険料が控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は当時の状況をほとんど記憶しておらず、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 3 日から同年 7 月 23 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 4 日から 37 年 7 月 23 日まで  
③ 昭和 37 年 8 月 3 日から 41 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

しかし、C社を退職した後に脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和41年11月11日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の強制被保険者期間があつたにもかかわらず、昭和42年2月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っておらず、申立人自身は、「自分は、国民年金の加入手続にまったく関与していない。」と供述していることから、当時、年金に対する意識が高かつた状況はいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月ごろから 49 年 1 月 21 日まで  
昭和 47 年 1 月ごろから 51 年 2 月ごろまで、A 店で勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、49 年 1 月 21 日から厚生年金保険に加入となっているので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から、申立人が申立期間当時 A 店に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録は、A 店を経営する B 社の関連会社である C 社において、申立期間後の昭和 49 年 1 月 21 日から 51 年 2 月 29 日までとなっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、上記 C 社の元事業主からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 32 年ごろまでのうち約 2 年  
時期ははっきり覚えていないが、昭和 28 年ごろから 32 年ごろまでのうち、約 2 年、A 事業所に勤務していた。厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間のうち約 2 年、B 区の A 事業所に勤務していた。」と申し立てていることから、オンライン記録を確認したところ、当該住所地に申立期間当時、A 社（オンライン記録によると、現在は「C 社」として現存している。以下申立事業所を「A 社」という。）が厚生年金保険適用事業所として存在していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、C 社（現在の会社と申立期間当時の会社は別会社としているが、厚生年金保険は A 社から継続している。）に照会したところ、「当時の資料は廃棄されているため、申立人が A 社に勤務していたことを確認することはできない。申立期間当時を知っている者に確認したところ、当時は厚生年金保険に加入しない臨時雇用も多かったとのことであった。」としており、申立期間当時、A 社では、必ずしも全従業員が厚生年金保険被保険者ではなかったことがうかがえる。

事実、申立人は A 社における元同僚 1 人（死亡）の氏名を記憶していることから、この同僚のオンライン記録及び前出の被保険者名簿を確認したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、前出の被保険者名簿から、申立期間当時に A 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立

人のA社での勤務や厚生年金保険の加入を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から24年11月21日まで  
昭和23年9月に、乗務していたA社のB事業が、C社へ売却されることが決定し、A社を退社した後、D市に引越し、27年7月18日までC社で勤務したが、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る労働者名簿の雇入日及びD市への転入日（戸籍附票による。）は、いずれも昭和24年11月23日となっており、申立期間中、申立人がC社D支店に勤務していた事実を確認できない。

また、C社D支店の同僚に照会したところ、申立人が勤務していたことを記憶している者は散見されるが、申立期間中も勤務していたとの供述は得られないほか、一緒にC社D支店に転籍したとするA社B事業に従事していた当時の同僚は、既に死亡しており、当時の事情を聞くことができない。

さらに、C社には、労働者名簿以外に申立期間当時の賃金台帳等が保管されていないため、申立人の給与から保険料が控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。